令和９年度保育施設
入所募集のしおり

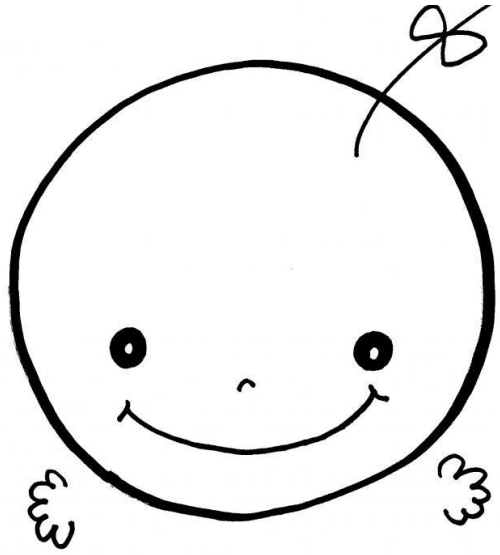

令和９年度において保育施設の入所を希望する場合は、この『しおり』をよくご覧いただき、お申し込みください。

「現在保育施設を利用している方で継続または施設の変更を希望する方」「今回新規で保育施設の利用を希望する方」共に、同様の手続きとなります。申込書類に不足があると受付できない場合がありますのでご注意ください。

＜ もくじ ＞　　ページ

１．基本事項……１
２．申込方法等について……３
３．入所内定及び入所保留等について……４
４．募集保育施設について……５
５．保育料（利用者負担額）について……８
６．利用申込みからの手続きの流れ……１０
７．Ｑ＆Ａ……１１

登米市

１．基本事項

■保育施設とは

・保護者が就労や病気などの事由により家庭で児童を保育できない場合に０歳から５歳児の児童を保護者に代わって保育する施設です。

■保育施設の類型について

施設類型	対象年齢	認可	特徴
保育所	０～５歳児	県	県が認可した保育所です。
認定こども園（保育所機能分）	０～５歳児	県	幼稚園と保育所の機能を併せもった施設です。
小規模保育事業所	０～２歳児（※）	市町村	少人数（19 人以下）で原則０歳から２歳児までのお子さんを保育する施設です。 Ａ型：配置基準の全員が保育士 Ｂ型：配置基準の 1/2 以上が保育士
事業所内保育事業所（小規模型）	０～２歳児（※）	市町村	従業員のお子さんのほか、地域枠として、地域で保育を必要とするお子さんも入所することができます。 Ａ型：配置基準の全員が保育士 Ｂ型：配置基準の 1/2 以上が保育士

（※）３歳以上児も園との調整により利用できる場合があります。

■入所の対象となる児童（保育の必要性）

・登米市内に住所があり、令和９年４月１日時点において小学校入学前の児童で、入所希望月時点において保護者が次のいずれかの事由で保育を必要とする場合に限られます。（０歳児は施設で受入れ可能な月齢が異なります。）

【保育を必要とする事由】（４月入所の場合は、４月中の状況（見込）により判断いたします）

（１）就　　労：月 48 時間以上就労している場合（家事手伝いは不可）
（入所希望月の末日までの育休復帰、採用予定を含む）
（２）妊 娠 ・ 出 産：妊娠中であるか出産後間がなく、きょうだいの保育ができない場合
（３）疾病・障がい：病気や心身の障がいなどにより保育ができない場合
（４）介 護 ・ 看 護：家庭で長期にわたる病人や心身に障がいのある者を介護又は看護している場合
（５）災 害 復 旧：震災、風水害、火災その他の災害の復旧のため、保育ができない場合
（６）求 職 活 動：求職活動を継続的に行っている場合
（７）就学・職業訓練：就学又は職業訓練を受けている場合
（８）虐 待 ・ ＤＶ：虐待やＤＶのおそれがある場合
（９）育 児 休 業：育児休業取得時に、既に保育を利用している場合
（10）そ　の　他：その他前各号に類するものとして、市長が認める場合

※「友達をつくりたい」「集団生活を体験させたい」「小学校入学の準備のため」という理由で保育施設に入所することはできません。

■教育・保育給付認定について

・保育施設の利用を希望する場合は、教育・保育給付認定を受ける必要があります。申請に基づき、児童の年齢や保育の必要性の有無に応じて、次の３つの区分から市が認定します。

認定区分	対象児童
１号認定（教育認定）	満３歳以上で幼稚園などで教育を希望する場合（預かり保育を利用する場合も含む）
２号認定（満３歳以上・保育認定）	満３歳以上で保護者が「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望する場合
３号認定（満３歳未満・保育認定）	満３歳未満で保護者が「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望する場合

■保育必要量について

・保育必要量については、保育を必要とする事由や保護者の状況に応じて、次のいずれかに区分されます。

保育必要量	保育利用可能時間
保育標準時間認定	１日当たり 11 時間
保育短時間認定	１日当たり　８時間

・各保育施設の時間帯については、Ｐ５～７をご覧ください。

※保護者のいずれかが短時間に該当する場合は、短時間となります。

■保育必要量及び入所可能期間について

保育を必要とする事由		保育必要量	入所可能期限
就　　労	月 120 時間以上の就労 **※育児休業を取得中の場合は、原則、休業が明ける２週間前から入所可能とします。**	標準	年度末（翌年３月 31 日） ※有期雇用の場合：雇用期間満了月の月末
	月 48 時間以上 120 時間未満の就労	短	
妊娠・出産		標準	産前８週から産後８週を経過する月末
疾　　病	おおむね１か月以上の入院又は入院に相当する治療、寝たきり若しくは傷害・精神疾患等により長期加療（安静）を要すると診断された場合	標準	治療期間満了月の末日
	週２日以上若しくは月２日以上継続して通院している場合又は上記以外で健康不良の場合	短	
障　が　い	身体障害者手帳１・２級、精神障害者保健福祉手帳１・２級、療育手帳Ａを有する場合又は要介護認定４・５を受けている場合	標準	年度末（翌年３月 31 日）
	身体障害者手帳 3～6 級、精神障害者保健福祉手帳３級、療育手帳Ｂを有する場合、又は要介護認定１～3、要支援認定１・２を受けている場合	短	
介護・看護	長期入院者、心身障害者若しくは要介護認定を受けた親族等の介護又は看護に当たっている場合（介護・看護の対象者が身体障害者手帳１・２級、精神障害者保健福祉手帳１・２級、療育手帳Ａを有する場合又は要介護認定４・５を受けている場合）。	標準	・障がい、要介護、要支援：年度末（翌年３月 31 日） ・疾病等：治療期間満了月の末日
	上記以外の心身障害者（身体障害者手帳 3～6 級、精神障害者保健福祉手帳３級、療育手帳Ｂを有する者又は要介護認定１～3）、要支援認定を受けた者、若しくは居宅療養者の介護又は看護に当たっている場合	短	
災害復旧		標準	年度末（翌年３月 31 日）
求職活動		短	効力発生日から 90 日を経過する月末
就学・職業訓練	就学時間又は職業訓練時間が月 120 時間以上の場合	標準	修了予定日の月末
	就学時間又は職業訓練時間が月 120 時間未満の場合	短	
虐待・ＤＶ		標準	年度末（翌年３月 31 日）
育児休業		短	育児休業が終了する月末
そ　の　他	市長が認める場合	いずれか	市長が認める日

２．申込方法等について

■受付期間

◇令和９年４月から入所希望の方

令和８年 10 月 15 日（木）～10 月 30 日（金）

※この期間を過ぎて申し込まれた場合は、二次利用調整の対象となり、希望する施設への入所が難しくなることを、ご承知ください。

※なお、出産予定における申込みについては、Ｐ11「7.Ｑ＆Ａ」をご確認ください。

◇令和９年５月以降の入所希望の方（二次利用調整後の随時利用調整の対象となります）

入所希望月の３か月前から申し込みできます。入所希望日の１か月前までを目安に申し込みください。

※先着順ではありません。二次利用調整後の施設の空き状況については、令和９年３月上旬に市ホームページへ掲載する予定です。

■受付場所

各総合支所市民課（市民係・窓口）※土日祝日を除く（受付時間：午前８時 30 分～午後５時 15 分）

※認定こども園（幼稚園機能分）及び事業所内保育事業所（従業員枠）については各施設で受付

■入所申込に必要な書類

現在保育施設を利用されている方・新たに利用を希望する方

❶教育・保育給付認定（変更）申請書（現況届）兼施設利用（調整）申込書　児童１人につき１部

❷家族状況票　世帯で１部

❸お子さんの健康・発育状況　児童１人につき１部

※お子さんをお預かりするための大切な情報となりますので、漏れなく記載してください。

※記載している内容について、入所前に詳細をお伺いすることがあります。

❹保育の必要性を証明する書類

父、母、同居する 70 歳未満の祖父母　各１部（きょうだいで申し込む場合でも１部で構いません）

❺その他必要な書類　障害者手帳など

保育の必要性を証明する書類（入所希望月時点の状況）

保育必要事由によって、下記のとおり必要書類が異なりますので、該当する書類を添付してください。

※内容に虚偽があった場合は、入所を取消すことがあります。

保育必要事由	必　要　書　類
就　　労	就労証明書　　※就労は自営・農業等を含む ※**育児休業中に復職予定で申し込みされた方**は、復職後１か月以内に育児休業を満了した証明（就労証明書）を提出願います。
妊 娠 ・ 出 産	母子健康手帳の出産予定日がわかる箇所の写し
疾病・障がい	申立書、診断書、障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の写し、通院等に係る領収書の写し（直近２か月分）
介 護 ・ 看 護	申立書、診断書、障害者手帳（写）、介護保険被保険者証（写）
災 害 復 旧	申立書、り災証明書
求 職 活 動	求職活動状況申告書
就学・職業訓練	在学証明書又は在学していることがわかる書類、就学期間及び時間がわかる書類
育 児 休 業	就労証明書　※必ず**育児休業期間が記載**してあることを確認してください。
そ　の　他	申立書、その他必要な書類

※様式は、各総合支所で配布しているほか、市ホームページでダウンロードも可能です。また、保育施設を利用していないきょうだい児の分を申し込みたい場合は、保育施設でも配布していますので、施設長等にお声がけください。

－　共通事項　－

◎世帯内に障がいを有する方がいる場合

保育料（利用者負担額）や副食費が軽減されることがありますので、次の写しを提出してください。

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当受給証明書、障害年金証書又は通知

◎令和８年１月２日以降に登米市に転入してきた方

令和８年度市町村民税額（所得割額）を確認できる書類（課税証明書や市町村民税・都道府県民税額決定通知書など）を提出してください。

※申請書にマイナンバーを記載することにより、課税証明書等の添付を省略できます。

◎マイナンバーを申請書に記載する場合の確認書類等

対象者	申請する保護者（申請書の保護者氏名欄に記入されている方）	
確認書類 （Ａ・Ｂのいずれかの書類）	Ａ　マイナンバーカード	
	Ｂ　以下の書類２点	
	①番号確認のため（どちらか１点）	②身元確認のため（１点）
	・マイナンバー通知カード	運転免許証やパスポート等の写真付き身分証明書証
	・マイナンバー記載の住民票	

※祖父母等が代理で申請をする場合も「申請する保護者」の番号と身元の確認を行います。

３．入所内定及び入所保留等について

■利用調整の方法

・提出された書類に基づき、利用開始月現在における保育を必要とする事由や世帯の状況を指数化し、指数の高い順に利用調整を行います（４月入所の場合は４月中の状況（見込）により判断いたします）。

・ひとり親家庭、継続児及びきょうだい児などは一定の加算があります。

■入所内定及び入所保留通知について

・利用調整の結果については、〔入所内定通知書〕又は〔入所保留通知書〕により２月上旬（予定）に通知します。

・５月以降の入所希望の方については、受付期間最終日後に調整し、通知します。

■入所希望施設の記載に当たっての注意事項

・真に利用を希望する施設を第６希望まで記載してください。例年、内定通知を送付した後に「記載はしたけど、やっぱり行きたくない」などと辞退される方がいますが、辞退後の利用調整では希望する施設への入所は大変難しくなりますので、充分に検討されてから記載してください。

・新規入所希望の方について、第１希望しか記載がなく、利用調整の結果入所できないこととなってしまった場合、第１希望の施設に空きが出ない限り、入所保留（待機）となってしまいます。そのため、通勤ルート等を加味した上で希望施設は複数記載することをお勧めします。

■新規入所児の留意事項

・新しく入所するお子さんについては、新しい環境に段階的に慣れるように「慣らし保育」が行われます。慣らし保育期間は、午前中程度の短い時間で入所日以降の１～２週間程度となります。

※　産休・育休明けや新たに仕事を始めるときは、復職予定日（就労開始日）の２週間前から入所可能となります（例：４月１日入所を希望する場合は、４月１５日までに復職（就労開始）する必要があります）。

・早産児、修正月齢のお子さんについては、保育施設の受け入れ月齢（例：受入３か月～など）の判断にあたり、医師の診断や発達状況、修正月齢を考慮する場合があります。

4．募集保育施設について

施設ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ
QRコード

迫

迫新田保育所

【公立保育所】
住所： 迫町新田字狼ノ欠28-5
電話： 0220-28-2070
定員： 30人　（受入 3か月～）

通常保育時間	標準時間	7：30～18：30
	短時間	8：00～16：00
延長保育	朝	―
	夕	―

給食提供	
3歳未満児	3歳以上児
完全	完全

施設が徴収する主な実費徴収： 給食費、帽子代、絵本代、保護者の会会費、日本ｽﾎﾟｰﾂ振興ｾﾝﾀｰ掛金

迫新田保育所

佐沼保育園

【私立認可保育所】
住所： 迫町佐沼字南元丁99-2
電話： 0220-22-3512
定員： 75人　（受入 4か月～）

通常保育時間	標準時間	7：00～18：00
	短時間	8：30～16：30
延長保育	朝	―
	夕	～19：00

給食提供	
3歳未満児	3歳以上児
完全	副食のみ

施設が徴収する主な実費徴収： 給食費、特別教育費（4歳～5歳児）、園児服・リュック代（3歳児以上）

佐沼保育園

錦保育園

【私立認可保育所】
住所： 迫町佐沼字錦132-2
電話： 0220-22-2647
定員： 40人　（受入 生後57日目～）

通常保育時間	標準時間	7：15～18：15
	短時間	8：30～16：30
延長保育	朝	―
	夕	～18：45

給食提供	
3歳未満児	3歳以上児
完全	完全

施設が徴収する主な実費徴収： 給食費、絵本代

錦保育園

にじいろ保育園

【私立認可保育所】
住所： 迫町佐沼字萩洗一丁目2-4
電話： 0220-44-4937
定員： 54人　（受入 3か月～）

通常保育時間	標準時間	7：30～18：30
	短時間	8：30～16：30
延長保育	朝	―
	夕	―

給食提供	
3歳未満児	3歳以上児
完全	完全

施設が徴収する主な実費徴収： 給食費、帽子代、絵本代、行事活動費、日本ｽﾎﾟｰﾂ振興ｾﾝﾀｰ掛金、教材費

にじいろ保育園

ニチイキッズ佐沼えあい保育園

【私立認可保育所】
住所： 迫町佐沼字江合三丁目18-6
電話： 0220-22-1236
定員： 40人　（受入 生後57日目～）

通常保育時間	標準時間	7：00～18：00
	短時間	8：30～16：30
延長保育	朝	―
	夕	～19：00

給食提供	
3歳未満児	3歳以上児
完全	完全

施設が徴収する主な実費徴収： 給食費、保育用品代、写真代（購入者のみ）、日本ｽﾎﾟｰﾂ振興ｾﾝﾀｰ掛金、おむつのサブスク（おむつ・おしり拭き使い放題／月額2,980円）※希望者のみ

ニチイえあい

佐沼明星こども園

【幼保連携型認定こども園（保育所機能分）】
住所： 迫町佐沼字上舟丁12
電話： 0220-22-2737
定員： 70人　（受入 4か月～）

通常保育時間	標準時間	7：00～18：00
	短時間	8：30～16：30
延長保育	朝	―
	夕	～19：00

給食提供	
3歳未満児	3歳以上児
完全	副食のみ

施設が徴収する主な実費徴収： 給食費、特別教育費（4歳～5歳児）、園児服・リュック代（3歳児以上）

明星こども園

白鳥ゆめっ子園

【幼保連携型認定こども園（保育所機能分）】
住所： 迫町北方字三方島西22-2
電話： 0220-22-1108
定員： 55人　（受入 4か月～）

通常保育時間	標準時間	7：00～18：00
	短時間	9：00～17：00
延長保育	朝	―
	夕	～19：00

給食提供	
3歳未満児	3歳以上児
完全	完全

施設が徴収する主な実費徴収： 給食費、特別活動費

ゆめっ子園

白鳥水の里こども園

【幼保連携型認定こども園（保育所機能分）】
住所： 迫町佐沼字新駒木袋348-1
電話： 0220-23-9811
定員： 80人　（受入 4か月～）

通常保育時間	標準時間	7：00～18：00
	短時間	9：00～17：00
延長保育	朝	―
	夕	～19：00

給食提供	
3歳未満児	3歳以上児
完全	完全

施設が徴収する主な実費徴収： 給食費、特別活動費

水の里こども園

ニチイキッズ佐沼なかえ保育園

【小規模保育事業所　A型】
住所： 迫町佐沼字中江五丁目11-8
電話： 0220-21-6525
定員： 19人　（受入 生後57日目～）

通常保育時間	標準時間	7：00～18：00
	短時間	8：00～16：00
延長保育	朝	―
	夕	～19：00

給食提供	
3歳未満児	3歳以上児
完全	―

施設が徴収する主な実費徴収： 保育用品代、写真代（購入者のみ）、日本ｽﾎﾟｰﾂ振興ｾﾝﾀｰ掛金、おむつのサブスク（おむつ・おしり拭き使い放題／月額2,980円）※希望者のみ

ニチイなかえ

プアマナ園（水の里）

【小規模保育事業所　A型】
住所： 迫町佐沼字西佐沼190-1
電話： 0220-23-9821
定員： 12人　（受入 4か月～）

通常保育時間	標準時間	7：00～18：00
	短時間	9：00～17：00
延長保育	朝	―
	夕	～19：00

給食提供	
3歳未満児	3歳以上児
完全	―

施設が徴収する主な実費徴収： 特別活動費

プアマナ水の里

きらり保育園さぬま

【小規模保育事業所　A型】
住所： 迫町佐沼字南佐沼一丁目5-10
電話： 0220-23-7701
定員： 12人　（受入 3か月～）

通常保育時間	標準時間	7：30～18：30
	短時間	8：30～16：30
延長保育	朝	―
	夕	～19：00

給食提供	
3歳未満児	3歳以上児
完全	―

施設が徴収する主な実費徴収： ママニコパック（おむつ・おしり拭き使い放題、布団持ち込み不要、レンタル布団／月5,000円）、アルバム代、帽子代、教材代、おしぼり代は無料

きらりさぬま

うさぎさん家保育園

【小規模保育事業所　A型】
住所： 迫町佐沼字江合二丁目3-2
電話： 0220-22-1730
定員： 19人　（受入 3か月～）
※5歳まで受入れ可能（要相談）

通常保育時間	標準時間	7：30～18：30
	短時間	8：30～16：30
延長保育	朝	―
	夕	―

給食提供	
3歳未満児	3歳以上児
完全	完全

施設が徴収する主な実費徴収： アルバム代、日本ｽﾎﾟｰﾂ振興ｾﾝﾀｰ掛金、給食費（3歳児以上）

うさぎさん家

※保育施設は、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は休みとなります
※市外の保育施設の利用を希望する場合は、福祉事務所子育て支援課（子ども保育係0220-58-5562）にご相談ください
※令和９年４月１日時点の保育施設です。保育施設の諸事情等により内容が変更となる場合があります

施設ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ
QRコード

迫

すずらん保育園
【小規模保育事業所　A型】
住所： 迫町北方字山ノ上5
電話： 0220-23-8688
定員： 12人　（受入 3か月～）

通常保育時間	標準時間	7：30～18：30
	短時間	8：30～16：30
延長保育	朝	―
	夕	―

給食提供	
3歳未満児	3歳以上児
完全	完全

施設が徴収する主な実費徴収： 入園費、給食費（３歳児以上）

すずらん

小規模保育事業所つくしんぼ
【小規模保育事業所　A型】
住所： 迫町佐沼字大網261-10
電話： 0220-22-6423
定員： 12人　（受入 3か月～）
※3歳以上も受け入れ可能（要相談）

通常保育時間	標準時間	7：30～18：30
	短時間	8：30～16：30
延長保育	朝	―
	夕	―

給食提供	
3歳未満児	3歳以上児
完全	完全

施設が徴収する主な実費徴収： 教材費(年額1,500円)、スポーツ振興センター掛金(年額210円)、給食費(3歳児以上　※免除世帯は主食費のみ)

つくしんぼ

登米

登米北上こども園
【幼保連携型認定こども園（保育所機能分）】
住所： 登米町寺池目子侍井393
電話： 0220-52-3558
定員： 130人　（受入 3か月～）

通常保育時間	標準時間	7：00～18：00
	短時間	8：30～16：30
延長保育	朝	―
	夕	～18：30

給食提供	
3歳未満児	3歳以上児
完全	副食のみ

施設が徴収する主な実費徴収： 給食費、帽子代、絵本代、教材費、保護者会費

北上こども園

キッズつぼみ
【小規模保育事業所　A型】
住所： 登米町寺池馬場埣777
電話： 0220-23-7308
定員： 12人 ※地域枠3人（受入 3か月～）

通常保育時間	標準時間	7：30～18：30
	短時間	9：00～17：00
延長保育	朝	―
	夕	―

給食提供	
3歳未満児	3歳以上児
完全	―

施設が徴収する主な実費徴収： 教材費、帽子代（連絡帳、おしり拭き、汚れ物入れ代は無料）

キッズつぼみ

東和

米川聖マリア保育園
【私立認可保育所】
住所： 東和町米川字町裏41-2
電話： 0220-45-2054
定員： 20人　（受入 3か月～）

通常保育時間	標準時間	7：00～18：00
	短時間	8：00～16：00
延長保育	朝	―
	夕	～18：30

給食提供	
3歳未満児	3歳以上児
完全	副食のみ

施設が徴収する主な実費徴収： 給食費、帽子代

米川聖マリア

米谷こども園
【幼保連携型認定こども園（保育所機能分）】
住所： 東和町米谷字石橋26-1
電話： 0220-42-2101
定員： 50人　（受入 3か月～）

通常保育時間	標準時間	7：00～18：00
	短時間	8：00～16：00
延長保育	朝	―
	夕	～19：00

給食提供	
3歳未満児	3歳以上児
完全	副食のみ

施設が徴収する主な実費徴収： 給食費、帽子代(２歳児以上)、絵本代(３歳児以上)、日本スポーツ振興センター掛金

米谷こども園

錦織こども園
【幼保連携型認定こども園（保育所機能分）】
住所： 東和町錦織字雷神山22-22
電話： 0220-44-3666
定員： 30人　（受入 3か月～）

通常保育時間	標準時間	7：00～18：00
	短時間	8：00～16：00
延長保育	朝	―
	夕	～19：00

給食提供	
3歳未満児	3歳以上児
完全	副食のみ

施設が徴収する主な実費徴収： 給食費、帽子代(２歳児以上)、絵本代(３歳児以上)、日本スポーツ振興センター掛金

錦織こども園

中田

中田保育所
【公立保育所】
住所： 中田町上沼字大柳116
電話： 0220-34-2050
定員： 90人　（受入 3か月～）

通常保育時間	標準時間	7：30～18：30
	短時間	8：00～16：00
延長保育	朝	―
	夕	―

給食提供	
3歳未満児	3歳以上児
完全	完全

施設が徴収する主な実費徴収： 給食費、帽子代、絵本代、保護者の会会費、日本ｽﾎﾟｰﾂ振興ｾﾝﾀｰ掛金

中田保育所

みどりご園
【私立認可保育所】
住所： 中田町宝江黒沼字新西野37-3
電話： 0220-34-6677
定員： 40人（受入 6か月～3歳未満）
※R9年度より0～2歳児（4/1時点での年齢）のみ受入

通常保育時間	標準時間	7：00～18：00
	短時間	9：00～17：00
延長保育	朝	―
	夕	～18：30

給食提供	
3歳未満児	3歳以上児
完全	―

施設が徴収する主な実費徴収： 保護者会費、新年度用品、おひさまパック（おむつ・おしり拭き、エプロン・手口拭き使い放題）

みどりご園

認定こども園さくら幼稚園
【幼稚園型認定こども園（保育所機能分）】
住所： 中田町宝江黒沼字新西野1-1
電話： 0220-34-6694
定員： 90人　（受入 2歳～）

通常保育時間	標準時間	7：00～18：00
	短時間	9：00～17：00
延長保育	朝	―
	夕	～18：30

給食提供	
3歳未満児	3歳以上児
完全	完全

施設が徴収する主な実費徴収： 給食費、特別活動費、保護者会費、施設利用協力金

さくら幼稚園

認定こども園森のくまさん
【幼保連携型認定こども園（保育所機能分）】
住所： 中田町石森字西田南128-1
電話： 0220-34-4105
定員： 125人　（受入 3か月～）

通常保育時間	標準時間	7：00～18：00
	短時間	8：00～16：00
延長保育	朝	―
	夕	～19：00

給食提供	
3歳未満児	3歳以上児
完全	完全

施設が徴収する主な実費徴収： 給食費、教材費、アルバム代

森のくまさん

たんぽぽ保育園
【小規模保育事業所　A型】
住所： 中田町宝江黒沼字葉ノ木立129-2
電話： 0220-34-7789
定員： 19人　（受入 5か月～）

通常保育時間	標準時間	7：00～18：00
	短時間	9：00～17：00
延長保育	朝	―
	夕	～18：30

給食提供	
3歳未満児	3歳以上児
完全	―

施設が徴収する主な実費徴収： 新年度用品代、おひさまパック（おむつ・おしり拭き・エプロン・手口拭き使い放題）

たんぽぽ

●給食提供について
・３歳以上児は、給食費（主食費、副食費）が徴収されます（年齢は４月１日現在）
・年収360万円未満相当世帯や小学校就学前の範囲で数えて３人目以降の子どもは、副食費の支払いが免除されます(主食費の免除はありません)
※給食提供覧の完全とは 主食 と 副食 が提供されることを言います

施設ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ
ＱＲコード

中田

きらり保育園かがの

【小規模保育事業所　Ａ型】
住所： 中田町石森字加賀野三丁目9-5
電話： 0220-23-7748
定員： 12人　（受入 3か月～）

通常保育時間	標準時間	7：30～18：30
	短時間	8：30～16：30
延長保育	朝	―
	夕	～19：00

給食提供	
3歳未満児	3歳以上児
完全	―

施設が徴収する主な実費徴収： ママニコパック（おむつ・おしり拭き使い放題、布団持ち込み不要、レンタル布団／月5,000円）、アルバム代、帽子代、教材代、おしぼり代は無料、土曜保育はきらり保育園さぬまにて実施

きらりかがの

ゆりかご保育所

【小規模保育事業所　Ａ型】
住所： 中田町石森字茶畑19-5
電話： 0220-34-5706
定員： 19人　（受入 3か月～）
※5歳まで受入れ可能（要相談）

通常保育時間	標準時間	7：00～18：00
	短時間	8：00～16：00
延長保育	朝	―
	夕	～19：00

給食提供	
3歳未満児	3歳以上児
完全	完全

施設が徴収する主な実費徴収： 教材費、絵本代、アルバム代、日本ｽﾎﾟｰﾂ振興ｾﾝﾀｰ掛金、給食費（３歳児以上）

ゆりかご保育所

豊里

豊里こども園

【公立幼保連携型認定こども園（保育所機能分）】
住所： 豊里町小口前73-1
電話： 0225-25-7545
定員： 150人　（受入 3か月～）

通常保育時間	標準時間	7：30～18：30
	短時間	8：00～16：00
延長保育	朝	―
	夕	―

給食提供	
3歳未満児	3歳以上児
完全	完全

施設が徴収する主な実費徴収： 給食費、帽子代、名札代、おたよりケース、保護者会費、日本スポーツ振興センター掛金

豊里こども園

米山

米山こども園

【幼保連携型認定こども園（保育所機能分）】
住所： 米山町西野字古舘廻56-3
電話： 0220-55-3790
定員： 90人　（受入 3か月～）
※令和９年度より公設民営施設となります

通常保育時間	標準時間	7：30～18：30
	短時間	8：00～16：00
延長保育	朝	―
	夕	―

給食提供	
3歳未満児	3歳以上児
完全	完全

施設が徴収する主な実費徴収： 給食費、帽子代、絵本代、保護者会費、日本ｽﾎﾟｰﾂ振興ｾﾝﾀｰ掛金

米山こども園

石越

石越にじいろこども園

【幼保連携型認定こども園（保育所機能分）】
住所： 石越町南郷字新石沢前47-8
電話： 0228-24-8511
定員： 80人　（受入 3か月～）

通常保育時間	標準時間	7：30～18：30
	短時間	8：30～16：30
延長保育	朝	―
	夕	―

給食提供	
3歳未満児	3歳以上児
完全	完全

施設が徴収する主な実費徴収： 給食費、帽子代、絵本代、日本ｽﾎﾟｰﾂ振興ｾﾝﾀｰ掛金、教材費、行事協力費

石越にじいろ

南方

南方認定こども園

【幼保連携型認定こども園（保育所機能分）】
住所： 南方町新高石浦155-1
電話： 0220-58-2238
定員： 65人　（受入 3か月～）

通常保育時間	標準時間	7：15～18：15
	短時間	8：00～16：00
延長保育	朝	―
	夕	～18：45

給食提供	
3歳未満児	3歳以上児
完全	完全

施設が徴収する主な実費徴収： 給食費、園外活動費、おたよりケース、帽子代、保護者会費

南方認定こども

白鳥こども園

【幼保連携型認定こども園（保育所機能分）】
住所： 南方町王塚493-2
電話： 0220-58-2681
定員： 50人　（受入 4か月～）

通常保育時間	標準時間	7：00～18：00
	短時間	9：00～17：00
延長保育	朝	―
	夕	～19：00

給食提供	
3歳未満児	3歳以上児
完全	完全

施設が徴収する主な実費徴収： 給食費、特別活動費

白鳥こども園

くるみの木保育園

【私立認可保育所】
住所： 南方町大嶽山6
電話： 0220-23-7120
定員： 40人　（受入 生後57日目～）

通常保育時間	標準時間	7：30～18：30
	短時間	8：30～16：30
延長保育	朝	―
	夕	―

給食提供	
3歳未満児	3歳以上児
完全	完全

施設が徴収する主な実費徴収： 給食費、絵本代

くるみの木

プアマナ園（白鳥）

【小規模保育事業所　Ａ型】
住所： 南方町峯90-2
電話： 0220-58-3757
定員： 12人　（受入 4か月～）

通常保育時間	標準時間	7：00～18：00
	短時間	9：00～17：00
延長保育	朝	―
	夕	～19：00

給食提供	
3歳未満児	3歳以上児
完全	―

施設が徴収する主な実費徴収： 特別活動費

プアマナ白鳥

津山

つやま杉の子こども園

【幼保連携型認定こども園（保育所機能分）】
住所： 津山町柳津字形沼9-2
電話： 0225-68-2029
定員： 20人　（受入 3か月～）

通常保育時間	標準時間	7：30～18：30
	短時間	8：30～16：30
延長保育	朝	―
	夕	―

給食提供	
3歳未満児	3歳以上児
完全	完全

施設が徴収する主な実費徴収： 給食費、帽子代、絵本代、日本ｽﾎﾟｰﾂ振興ｾﾝﾀｰ掛金

つやま杉の子

５．保育料（利用者負担額）について

・保育料は、利用者負担額表により、原則父母の課税額〔市県民税のうち**市町村民税分**の**所得割額**〕の合計額、こどもの年齢（４月１日現在）及び保育必要量などに応じて階層区分を判定し、決定します。

■令和９年度保育料の算定

区分	決定通知等発送時期	対象保育料	市県民税の課税年度（算定根拠）
初期算定	４月上旬	４～８月分	令和８年度課税額（令和７年分所得で決定）
本算定	９月上旬	９～３月分	令和９年度課税額（令和８年分所得で決定）

〇未申告や課税証明書等が未提出の場合、利用者負担額表の最高階層を保育料として決定しますので、書類の提出や税の申告を必ず行ってください。（資料の提出後、改めて算定となります）

■利用者負担額表（保育料）

階層区分	市町村民税　所得割額		３歳未満児（４月１日の年齢）	
			保育 **標準** 時間認定	保育 **短** 時間認定
第１階層	生活保護、里親の世帯		０円	０円
第２階層	市民税非課税			
第３階層	市町村民税均等割のみ		7,200 円	7,100 円
	ひとり親世帯等	第１子	3,300 円	3,200 円
		第２子～	０円	０円
第４階層	24,000 円未満		10,900 円	10,700 円
	ひとり親世帯等	第１子	5,000 円	4,900 円
		第２子～	０円	０円
第５階層	48,600 円未満		14,600 円	14,400 円
	ひとり親世帯等	第１子	6,700 円	6,600 円
		第２子～	０円	０円
第６階層	63,000 円未満		17,200 円	16,900 円
	ひとり親世帯等	第１子	6,700 円	6,600 円
		第２子～	０円	０円
第７階層	77,101 円未満		19,800 円	19,500 円
	ひとり親世帯等	第１子	6,700 円	6,600 円
		第２子～	０円	０円
第８階層	97,000 円未満		22,500 円	22,200 円
第９階層	121,000 円未満		26,100 円	25,700 円
第１０階層	145,000 円未満		29,700 円	29,200 円
第１１階層	169,000 円未満		33,300 円	32,800 円
第１２階層	213,000 円未満		37,500 円	36,900 円
第１３階層	257,000 円未満		41,600 円	40,900 円
第１４階層	301,000 円未満		45,700 円	45,000 円
第１５階層	333,000 円未満		50,400 円	49,600 円
第１６階層	365,000 円未満		55,200 円	54,300 円
第１７階層	365,000 円以上		60,000 円	59,100 円

〇幼児教育・保育の無償化に伴い、３歳児から５歳児までの利用者負担額はかかりません。
（※３歳以上児については給食費（主食費・副食費）が別途かかります。）

〇所得割額は、住宅借入金等特別控除等の税額控除前の額となります。（調整控除は適用されます。）

〇ひとり親世帯等とは、母子・父子世帯、障がい児（者）のいる世帯です。

〇兄姉がいる場合、小学校就学前までの児童を第１子とし、第２子が半額、第３子以降が無料となります。（多子軽減措置）ただし、年収 360 万円未満相当（第６階層以下）の世帯については、生計を一にするこどもの範囲でカウントします。

■保育料の算定例

◆算定例①

区分	市民税所得割額
父	15,000 円
母	0 円
合計	15,000 円

税額合計が 15,000 円なので、第４階層となります。
利用児童が２歳児の場合の保育料は
保育標準時間認定の方は、10,900 円となります。
保育短時間認定の方は、10,700 円となります。

◆算定例②・・・・「家計の主宰者」が父母以外と認められる場合

・父母ともに市民税非課税で、収入のみでは生計を維持できないと判断される場合（生活保護法による年間最低生活費を基準）は、同居している祖父母のうち市民税の所得割が高い方の税額を合算して算定します。

区分	市民税所得割額
父	0 円
母	0 円
祖父	100,000 円
合算	100,000 円

この場合、家計の主宰者である祖父の税額を合算し、100,000 円となるので、第９階層となります。
保育料は、
保育標準時間認定の方は、26,100 円となります。
保育短時間認定の方は、25,700 円となります。

■保育料の納入方法

・利用する施設によって保育料の納付方法が異なります。

利用施設	決定（変更）された保育料の納入方法等
市内保育所（公立・私立認可） 公立認定こども園・市外私立認可保育所	口座振替等によって、登米市に納付していただきます。 ～ 保育料の納付は便利な口座振替をご利用ください ～ ① 手続き先：引き落としを希望する金融機関窓口 利用できる金融機関（R8.9 現在） みやぎ登米農業協同組合、七十七銀行、仙台銀行、仙北信用組合、石巻商工信用組合、東北労働金庫、一関信用金庫、新みやぎ農業協同組合、石巻信用金庫、ゆうちょ銀行 ② 提出書類：「登米市納付金口座振替依頼書兼自動払込利用申込書」 ※ 申込書は金融機関に備え付けています。 ③ 手続期限：口座振替を開始する月の前月 15 日まで 例）５月から口座振替開始の場合は、４月 15 日まで ※口座振替を希望されない方には納付書を送付しますので、納付書に記載されている金融機関及びコンビニエンスストアの窓口、スマートフォン決済アプリ等で納付していただきます。
私立認定こども園 小規模保育事業所・事業所内保育事業所	利用施設に納付していただきます。納付方法や期限等は、施設から案内されます。
市外公立保育所	登米市が決定した保育料（利用者負担額）を、利用する施設が所在する市町村に納付します。

■現況届について

・現況届は、既に認定を受けている方が、**引き続き保育を必要とする事由に該当していることの確認や保育料（利用者負担額）を算定するために必要となります。**現況届の受付期間・提出方法については、新年度入所申込と同様で、教育・保育給付認定（変更）申請書（現況届）兼施設利用（調整）申込書と兼ねた様式となっています。

・**申込後や入所後に家庭状況に変化があった場合は、最寄りの総合支所市民課へ必ず申し出てください。**教育・保育給付認定申請内容変更届等の必要書類を提出していただきます。
（就労先の変更、離職、妊娠・出産、世帯員変更（同居・別居）、保護者（納付者名義）変更　等）

6. 利用申込みからの手続きの流れ

❶ 保育所、認定こども園（保育所機能分）、小規模保育事業所、事業所内保育事業所（地域枠）

10月中旬 — 各総合支所へ　利用申込（認定申請）

- ４月入所を希望される場合は、令和８年 10 月 30 日（金）まで申込み
- ５月以降の入所を希望される場合は、入所希望日の１か月前までを目安に申込み

11月～12月 — 審査

1月 — 一次利用調整

- 保育を必要とする事由や世帯の状況を指数化し、指数の高い順に利用調整を行います。

2月上旬 — 入所内定（２号認定証／３号認定証）／入所保留 → 二次利用調整 → 入所内定／入所保留

- 入所の結果と併せて、支給認定証又は教育・保育給付認定決定通知書を送付します。
- 一次利用調整で入所保留となった方には、入所保留通知書のほかに、利用希望施設の追加など二次利用調整の案内を送付します。
- 二次利用調整でも入所保留となった方は、保育施設に空きが出た場合に優先順位の高い方から順に連絡します。

契約

- 施設から保育内容等の重要事項の説明を受けた後、同意書による契約を交わします。

2月中旬～3月 — １日入所（新規入所の方）

- 各施設から案内されます。

2月 — 口座振替の手続き

- ４月から口座振替を利用の場合は、令和９年３月 15 日（月）までに手続きを行ってください。
  （上記の期限以降も随時手続きは可能です。）

4月1日 — 利用開始（新規児童は慣らし保育）

- 慣らし保育は施設により異なりますが、入所日から概ね７日～14 日間となります。

4月上旬 — ４～８月分利用者負担額決定

- ４～８月分の「利用者負担額決定通知書」を送付。

市県民税課税決定

- 市県民税の決定（特別徴収は５月中旬、普通徴収は６月中旬）に伴い、９月分以降の保育料の算定を行います。

9月上旬 — ９～３月分利用者負担額決定

- ９～３月分の「利用者負担額決定通知書」を送付。

❷ 認定こども園（幼稚園機能分）

❸ 事業所内保育事業所（従業員枠）

- ４月入園を希望される場合は令和８年 10 月 30 日（金）まで各施設へ申込み

※施設で選考を行い、入園内定（または保留）の連絡があります。
※定員になり次第締切となります。
定員については各園に問い合わせをお願いします。

※幼稚園機能分の詳しい内容についてはこちらを参照ください。　⇒

7. Q&A

質　問	回　答
これから生まれるこどもの申込みは出来ますか。	４月入所希望者は令和８年 12 月 31 日までの出産予定者を対象に申し込みを受け付けます。ただし、出産後に児童の氏名、生年月日等の届出が必要です。令和９年１月以降の出産予定者は随時申込みとなり、申し込みは出産後になります。
４月入所の申込書類は 10 月 30日を過ぎたら受付けてもらえませんか。	随時受付けは行っておりますが、４月入所を希望される方は必ず受付期間内に提出してください。受付期間を過ぎた場合は、二次利用調整の対象となり、希望する施設への入所が難しくなることを、ご承知ください。
来年の 10 月まで育児休暇を取得していますが、４月から入所できますか。	入所可能となるのは育休が明ける２週間前からです。職場復帰を４月からに早める場合は、その旨を申立書に記載し提出いただくことで４月入所申込ができますが、入所前に復職日が記載された就労証明書の提出が必要です。
入所保留（待機）になったらどうなりますか。	空きが出た場合に、希望保育施設の待機者の中で優先順位の高い方から順に連絡していきます。
公立・私立認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所等で保育料に違いはありますか。また、保育料以外に徴収されるものはありますか。	保育料は共通の額となります。ただし、保育料以外に徴収されるものとしては給食費や絵本代などの実費徴収（Ｐ５～７参照）がありますので、詳細は保育施設へ問い合わせください。
退職することとなってしまいました。保育料は変わりますか。 また、すぐに保育所は退所となってしまいますか。	保育料はＰ８「令和８年度保育料の算定」にある市県民税の課税年度で算出するため、退職したからといって保育料が変わることはありません。また、退職後、他の保育を必要とする事由がない場合は、退所していただきます。ただし、求職活動を行う場合は、求職活動状況申告書の提出により入所期間が新たに認定されます。（Ｐ２参照）再就職が決まった場合は、就労証明書を提出していただきます。
両親が離婚した場合、保育料はどうなりますか。	離婚した翌月分から児童と同居する親の課税状況で再算定を行いますが、税額によっては、保育料が変わらない場合もあります。なお、離婚した際はその旨の内容変更届を総合支所の窓口に提出してください。
第３希望の保育施設に入所内定されましたが、第１希望に空きがでたら連絡してもらえますか。	入所している段階で待機とはなりませんので、希望順位が上の保育施設が空いても連絡することはありません。
認定こども園は、保護者が働いていなくても利用できますか。	認定こども園は、幼稚園と保育所の機能が一体となった施設です。お子さんの年齢が満３歳以上の場合は、１号認定（教育標準時間認定）を受けて幼稚園機能で利用することができます。利用時間は、４時間を基本として各園が定める時間となります。問い合わせ・申し込みは各園に直接行ってください。
来月転出することになりました。現在利用している保育施設を継続して利用する際の手続きはどうしたらいいですか。	市外に転出する場合は、事前に「退所届」を提出してください。転出後も継続して保育施設を利用したい場合は、転出先の市町村へ申し込みをしていただき、利用していた保育施設に待機がない場合は、転出先の市町村と登米市との協議により、同年度に限り継続利用が可能となります。なお、転出の際は、事前に利用している保育施設及び子育て支援課へ必ず相談してください。
現在市外に住んでいますが、登米市へ転入する予定です。申し込みはできますか。	４月入所希望者に限り、転入見込みで申し込みできますが、入所希望日の７日前までに、登米市への転入手続きが必要となります。入所日までに転入手続きが完了していない場合は、入所決定していても入所が取り消しとなります。５月以降の入所希望者は、子育て支援課へ相談してください。

問い合わせ先

●登米市南方庁舎　福祉事務所子育て支援課　子ども保育係　TEL0220-58-5562　登米市　保育所　検索

※施設利用申込の関係書類は登米市ホームページからもダウンロードできます。

「http://www.city.tome.miyagi.jp/kosodateshien/kurashi/fukushi/jido/hoikusyo/index.html」

●各総合支所　市民課

迫	0220-22-2226	登米	0220-52-5054	東和	0220-53-4112
中田	0220-34-2313	豊里	0225-76-4113	米山	0220-55-2112
石越	0228-34-2112	南方	0220-58-2112	津山	0225-68-3113